

## 高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、女性従業員の活躍推進に係る取組及び従業員の仕事と子育ての両立を促進する取組を支援するため、市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者が、兵庫県と神戸市が共同で創設した「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定」、厚生労働省が行う次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定」を受けた中小事業者に対し、高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等であると市長が認める者をいう。

2 この要綱において「対象認定」とは、次に掲げる認定をいう。

- (1) 兵庫県と神戸市が共同で創設したひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定（プラチナミモザ企業認定及びフレッシュミモザ企業認定を含む。）
- (2) 厚生労働省が行うくるみん認定（プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定を含む。）
- (3) 厚生労働省が行うえるぼし認定（第1段階以上の認定及びプラチナえるぼし認定を含む。）

### (奨励対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する中小事業者であること。
- (2) 対象認定を受けていること。
- (3) 第5条の規定による申請時点において市税を滞納していないこと。
- (4) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する営業を営んでいないこと。（同条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、当該年度の予算の範囲内において、対象認定を受けた奨励対象者1者につき、一律10万円とする。ただし、奨励金の交付は、1奨励対象者につき1回限りとする。

(奨励金の交付申請及び請求)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象認定の認定書の写し
- (2) 履歴事項全部証明書、確定申告書等市内に本社又は主たる事業所を有することが分かる書類の写し
- (3) 市税完納証明書
- (4) 振込先金融機関を確認することができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定及び確定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により奨励金を交付しないことに決定したときは、高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨及び理由を明示し、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(交付決定及び確定の取消し等)

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、高砂市中小事業者しごと・子育て両立支援事業奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により、速やかに奨励金の交付を受けた者に、その旨を通知するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した者に対し、交付した奨

励金の全額を返還させるものとする。

2 前項の規定による奨励金の返還は、市長が指定する日までに行わせるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。